○社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービスの実施に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、社会福祉法人台東区社会福祉協議会はつらつサービス事業実施要綱(以下「はつらつサービス要綱」という。)第18条に基づき、はつらつサービス事業のうち、配食サービス事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業目標)

- 第2条 社会福祉法人台東区社会福祉協議会(以下「社協」という。)の配食サービスは、次の各号に掲げる事項を達成し、はつらつサービス要綱第4条第1項に定める利用会員(以下「利用会員」という。)の食生活の安定を図ることを目標とする。
  - (1) 栄養のバランスに配慮した食事を提供することにより、利用会員の健康 の確保と介護予防、在宅生活の自立を支援する。
  - (2) 食事を配達することにより、利用会員の安否の確認を行い、異変等に対処する。

#### (実施方法)

- 第3条 この配食サービス事業は、はつらつサービス要綱第3条第3項に基づき、第6条の規定により選定された業者(以下「委託業者」という。)に次に掲げる事項を委託して行うものとする。
  - (1) 献立作成、調理指導
  - (2) 調理、配食
- 2 委託業者は、配食サービスの利用料を利用会員から直接収納するものとする。
- 3 委託業者は、社会福祉法人台東区社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)との契約事項に従い、事業の円滑な実施を履行しなければならない。
- 4 委託業者は、食品衛生法等法規を遵守するとともに、所轄保健所長の指導 を受けるものとする。

#### (配食内容)

- 第4条 委託業者は、昼食及び夕食を調理し、個別容器に盛り付け、別表1に 定める時間に利用会員に宅配する。ただし、委託業者が別表1に定める時間 以外に宅配可能な場合は、この限りでない。
- 2 前項の宅配は、年中無休とする。
- 3 配食の献立は、高齢者の一日に要する摂取カロリーを基準に、栄養のバランスに十分配慮したものとし、米飯、汁物、主菜、副菜を基準とする。

## (委託業者の申請)

- 第5条 委託契約をしようとする者は、配食サービス委託業者選定申請書(別 記第1号様式)により、会長に申請しなければならない。
- 2 前項に定める配食サービス委託業者選定申請書には、次の各号に掲げる書 類を添付しなければならない。
  - (1) 配食サービス企画書
  - (2) 食品衛生監視票
  - (3) 営業許可書の写し
  - (4) 調理場平面図
  - (5) 法人登記簿謄本
  - (6) 納税証明書
  - (7) その他会長が必要と認める書類

## (選定委員会)

- 第6条 配食サービス委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、 原則として3年ごとに開催するものとする。ただし、次の各号に定める場合、 会長は臨時で選定委員会を開催することができる。
  - (1) 委託業者から申請書を受理した場合
  - (2) 委託業者から辞退申出があった場合
  - (3) 配食サービス事業の制度変更があった場合
  - (4) 委託業者に重大な瑕疵があると認められた場合
  - (5) その他会長が必要と認めた場合
- 2 選定委員会の委員は、次に掲げるものとする。
  - (1) 社会福祉法人台東区社会福祉協議会常務理事 (委員長)
  - (2) 社会福祉法人台東区社会福祉協議会事務局次長
  - (3) 台東区役所福祉部福祉課長
  - (4) 台東区役所福祉部介護予防·地域支援課長
  - (5) 台東区役所健康部生活衛生課長
  - (6) 管理栄養士の資格を有する者
  - (7) その他会長が必要と認める者
- 3 選定委員会は、次の各号により、その適正を総合的に審査し、委託する業 者の選定を行う。
  - (1) 前条第2項に掲げる書類に基づく書類審査
  - (2) 献立表審查
  - (3) 試食審査

(定例配食会議)

第7条 会長は、前条第3項に基づき選定した委託業者と定期に会議を行い、配

食サービスの円滑な実施を図るものとする。

(配食サービスの申込み)

第8条 配食サービスを利用しようとするものは、はつらつサービス利用会員申込書(別記第2号様式)により、会長に申込まなければならない。

(配食サービスの変更)

- 第9条 配食サービスの利用会員は、配食の曜日変更、配食の取消し、配食の中止その他の変更をしようとするときは、配食予定日の前日の午後3時までに、委託業者に通知しなければならない。
- 2 配食サービスの利用会員が、前項に規定した日時以後に配食を取消した場合には、はつらつサービス要綱第3条第3項に定める当該配食1食分の金額を、違約金として委託業者に支払うものとする。

(配食サービスの廃止)

- 第10条 配食サービスの利用会員が、はつらつサービス要綱第10条に定める利用会員の資格を喪失したときは、配食サービスは廃止するものとする。 (関係機関との連携)
- 第11条 社協は、この配食サービス事業にかかる関係機関と連携を密にし、 この事業の円滑な推進を図るものとする。

(委 任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

別表1	(笙 4	条関係)
711148 1	\ <del>/   /   /                             </del>	<u> </u>

配食区分	配食時間
昼食	午前9時半から正午まで
夕食	午後2時半から午後6時まで

付 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービス実施要綱(平成11年 11月1日適用)は廃止する。
- 3 社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービス委託業者選定要領(平成11年11月1日適用)は廃止する。
- 4 この要領の施行前の配食サービス及び配食サービス委託業者の選定は、この要領に基づくものとみなす。

付 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成24年3月1日から施行する。 付 則
- この要領は、平成25年8月1日から施行する。 付 則
- この要領は、令和元年6月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 配食サービス委託業者選定申請書

年 月 日

社会福祉法人台東区社会福祉協議会 会 長 殿

年度社会福祉法人台東区社会福祉協議会はつらつサービス配食サービス委託業者選定審査に参加いたしたく、下記のとおり申請します。

なお、本申請書及び下記添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと及び変更が生じたときは速やかに変更届を提出することを誓約いたします。

記

添付書類

- 1 配食サービス企画書
- 2 食品衛生監視票
- 3 営業許可証の写し
- 4 調理場の平面図
- 5 法人登記簿謄本
- 6 納税証明書

申込者所在地 商号又は名称 代表者氏 名

(EII)